

入湯税過少申告問題の主な経過 (平成 27 年 10 月 29 日時点)

- 平成 24 年 4 月 3 日 県会議員より本市で入湯税の課税対象となる鉱泉浴場を営業する法人(以下 A 社という。)に入湯税の脱税の疑いがあるとの情報提供を受け、税務調査の準備に着手
- 8 月 20 日 A 社において税務調査を実施  
A 社から入湯税の過少な申告については本市と合意済である旨の申立て  
(帰庁後)平成 12 年 7 月 4 日付け決裁書を確認
- 8 月 22 日 事実関係について内部調査に着手  
(関係者に対する事情聴取など)
- 9 月 19 日 本件入湯税過少申告問題について議会及び報道機関に公表
- 10 月 11 日 A 社に対して入湯税の増額更正処分(7 年分)  
(合計金額 190,904,075 円)
- 11 月 7 日 「入湯税の過少申告問題に係る報告書」を公表
- 11 月 9 日 A 社が入湯税の増額更正処分に対する異議申立て
- 11 月 26 日 関係職員に対する損害賠償請求について「尼崎市入湯税問題第三者会議」を設置
- 12 月 7 日 11 月 9 日付けの異議申立てを棄却
- 平成 25 年 5 月 14 日 第三者会議から提出された「入湯税の過少申告問題に係る意見書」を公表
- 6 月 6 日 A 社が入湯税の増額更正処分等取消請求訴訟を提起
- 6 月 21 日 平成 12 年度の入湯税の所管課課長(以下元課税課長という。)に損害賠償請求(7,738,740 円)
- 7 月 19 日 元課税課長が大阪簡易裁判所に調停申立て
- 7 月 29 日 今後の再発防止策を公表
- 8 月 21 日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の第 1 回口頭弁論期日
- 8 月 22 日 調停申立事件の第 1 回調停期日

9月10日 平成25年9月定例市議会に調停条項議案を提出  
10月4日 市議会で上記議案を可決  
10月17日 調停申立事件の第2回調停期日(調停成立)  
10月21日 元課税課長が調停条項に基づき7,781,144円(元金7,738,740円、利息金42,404円)を入金  
10月23日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の第2回口頭弁論期日  
12月18日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の第3回口頭弁論期日  
同日 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を可決  
(改正内容:市長及び両副市長の平成26年1月分の給料について、10%減額する。)

平成26年2月18日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の第4回口頭弁論期日  
2月25日 「入湯税の過少申告問題に係る総括」を公表  
6月4、5日 コンプライアンス研修の実施  
(対象者:部・課長級の全職員及び希望者)  
テーマ「入湯税過少申告問題を契機とした税務事務改革改善の取組状況」  
9月30日 A社が入湯税増額更正処分に係る入湯税・加算金・延滞金等を全額納付(203,157,850円)

平成27年6月18日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の第5回口頭弁論期日  
8月27日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の第6回口頭弁論期日  
10月29日 入湯税増額更正処分等取消訴訟の判決言渡し  
主 1 原告の請求をいずれも棄却する。  
文 2 訴訟費用は原告の負担とする。